

議 案 第 6 4 号

松戸市役所支所設置条例の一部を改正する条例の制定について

松戸市役所支所設置条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成23年2月23日提出

松戸市長 本郷谷 健 次

提 案 理 由

市民サービスの更なる向上を図ることを目的に、馬橋支所を移転するため。

松戸市役所支所設置条例の一部を改正する条例

松戸市役所支所設置条例（昭和37年松戸市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第2条の表馬橋支所の項中「松戸市馬橋2, 515番地の1」を「松戸市馬橋179番地の1」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から起算して3か月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。